富士宮市災害時受援計画

令和4年3月

富士宮市

目			次																															
は	じ	め	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
I		計	画	の基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	į	計i	画の	月	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	į	初!	動の	)応	援	要	請	0	流	れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	7	対	象と	な	る	危	機	事	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	į	受:	爱カ	泌	要	と	子	想	さ	れ	る	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5	;	宿	泊先	<u>:</u> の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	$\sim$	6
$\Pi$		個	別	受援	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1	ļ	物	資調	達	•	受	け	入	れ	•	仕	分	け	•	配	送	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	7	$\sim$	8
	2	7	被	災建	物	応	急	危	険	度	判	定	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	$\sim$	1	0
	3	7	被	災宅	三地	危	険	度	判	定	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	4	J	応	急仍	泛設	住	宅	建	設	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	5	j	建	物被	害	認	定	調	査	業	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	6	-	道	路•	泂	]][	•	橋	梁	•	建	物	等	0)	復	旧	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	7		Ŀ	水道	<u>i</u> の	復	旧	•	応	急	給	水	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	$\sim$	1	8
	8		下;	水道	ÍΟ	応	急	復	旧	業	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	$\sim$	2	0
	9		り	災訌	E明	0	発	行	業	務			•		•	•			•	•			•	•	•			•			•	•	2	2
	1	0	1	呆随	証	再	交	付	等	(T)	業	務	•		•	•			•	•			•	•	•		•	•			•	•	2	2
	1	1	ź	脱に	_関	す	る	業	務	•			•		•	•	•		•	•			•		•		•	•			•	•	2	3
	1	2	1	仮割	始	宅	0	申	込	み	受	付	•	入	居	手	続	き	業	務		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	4
	1	3	Ī	市馬	已及	び	外	玉	人	市	民	に	お	け	る	被	災	者	^	の	総	合	支	援	業	務								
				(被	災君	当	支担	受せ	Z ン	/ !	<b></b>	-)	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	1	4	}	避難	ᇑ	等	に	お	け	る	保	健	衛	生	活	動	業	務	•	•			•		•		•	•			•	•	2	6
	1	5	,	災害	ぎガ	゛レ	キ	処	理	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7	$\sim$	2	9
	1	6	j	辟鄭	ឤ	(D)	連	絡	調	整	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	1	7	,	災害	ずボ	ラ	ン	テ	イ	ア	活	動	業	務	(	派	遣	要	請	•	受	け	入	れ	•	配	置	) •	,	3	1	$\sim$	3	2
Ш		災:	害	诗相	됦	応	援	協	定	•			•		•	•	•		•	•			•		•		•	•			•	•	3	3
	1		玉	関係	<b>ξ</b> •	•				•			•		•	•			•	•			•	•	•			•			•	•	3	3
	2		県	関係	٤.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	3	3
	3			町村																				•										
	4		民	間の	)組	.織	関	係		•			•		•	•	•		•	•			•		•		•	•		3	4	$\sim$	3	7
IV				が必																														
V		そ	の1	也•	•	•	•			•		•	•		•	•	•		•	•		•	•		•		•	•	•		•	•	3	8
				シー																														

各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40~44

#### はじめに

近年、日本各地で、大きな地震、豪雨、火山噴火等による大規模災害が発生し、多くの人命やライフライン等が失われた。

地震災害では、平成7年1月17日にマグニチュード7.3、最大震度7の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)が発生し、死者6,434名、行方不明者3名、負傷者43,792名、被害総額約10兆円の被害を受けた。平成23年3月11日には、マグニチュード9.0、最大震度7の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)が発生し、死者15,893名、行方不明者2,567名、負傷者6,152名、被害総額16兆円から25兆円と試算される未曾有の被害をもたらした。また、平成28年4月16日にマグニチュード7.3、最大震度7を2回記録した熊本地震では、前震、本震の後も大きな余震がたびたび発生し、死者49名、行方不明者1名、建物被害約52,550棟(平成28年5月5日現在)の大きな被害をもたらしている。

一方、近年の地球温暖化の影響と思われる豪雨災害も各地で発生している。平成 26 年 8 月に広島県で発生した土砂災害では、死者 75 名、負傷者 44 名、建物の被害は 430 棟にも及び平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨は、鬼怒川の決壊により死者 8 名、負傷者 78 名、建物約 4,000 棟の被害をもたらした。また、火山活動も活発になり、平成 26 年 9 月に御嶽山が噴火し、平成 27 年 5 月には口永良部島の新岳が噴火している。

このように日本各地で多くの災害が発生している中、本市では、南海トラフ巨大地 震や富士川河口断層帯の活動による地震、富士山噴火、大雨特別警報が発表されるよ うな豪雨等の災害が予想されているが、被災した場合は、本市の職員だけでは対応は 極めて困難である。このため、災害時相互応援協定を締結している自治体職員、広域 で派遣される自治体職員、災害ボランティア等の人的支援、また、食料などの応援物 資等の支援を有効に活用しなければならない。

このようなことから、過去の被災地等の検証をもとに、全国からの「支援」を効率的かつ有効に利用できるよう、予めどのように「支援」を受けるのか決めておく必要がある。

なお、本計画では、富士宮市消防本部緊急消防援助隊受援計画及び富士宮市災害時 等医療救護計画は対象としない。

ただし、富士宮市災害時等医療救護計画における第8医療救護活動の4避難所等に おける保健衛生活動は対象とする。

#### Ⅰ 計画の基本方針

#### 1 計画の目的

未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震や、東北地方太平洋沖地震及び熊本地震では、職員自身の被災、市役所庁舎自体の被災による機能障害や行政機能の喪失、交通途絶による職員の登庁の遅れ、初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、発災直後の初動体制の構築、迅速な応援要請に支障をきたした。その後も全国の自治体から多くの応援職員を受け入れたが、応援職員に対し配備や活動の明確な指示ができず、さらには宿舎の確保、食料の供給、道案内等の対応に困難を極めた。

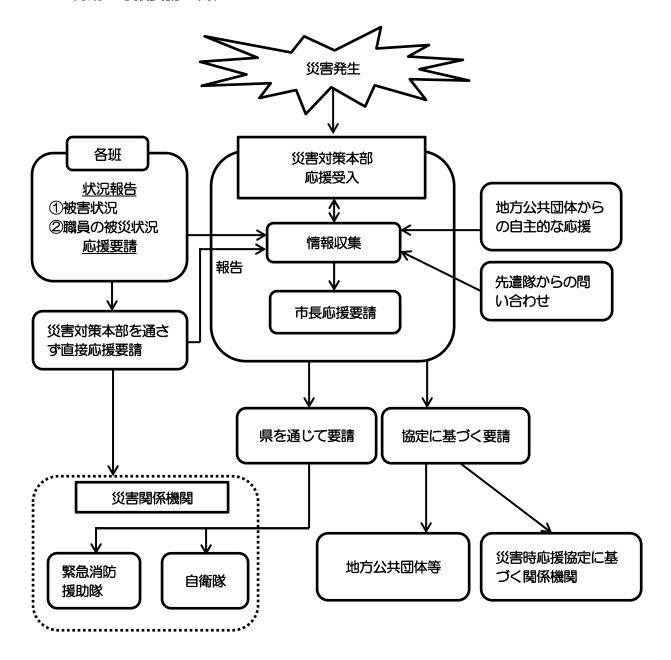
また、発災直後から多くのボランティアの受け入れを始めたが、明確な定めがなかったため、ニーズの把握やコーディネート等に多くの課題を残したとされている。

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務にも対応しなければならないが、一方で庁舎の被害や職員の被災により、行政機能が大幅に低下する事態が想定される。このような状況下にあって、様々な事態に迅速に対処するためには、支援を行う側が被災自治体の負担とならないよう十分配慮を行うことはもちろんであるが、支援を受ける側も、他の自治体、関係機関、NPO、ボランティア、企業など多方面からの支援を最大限に活かせるよう、支援を要する業務(経常業務・緊急業務)や受入体制を予め具体的に定めておく必要がある。

このため、より効率的かつ効果的に支援受入れ体制を整えておくことを目的に、 「富士宮市災害時受援計画」(以下、「受援計画」という。)を策定した。

なお、被害が大きく、市内において支援のためのスペース等が確保できない場合 や被災者への適正な対応が困難な場合には、支援元の自治体で支援作業を依頼する ことも一つのケースとして考慮することとする。

# 2 初動の応援要請の流れ



# 3 対象となる危機事象

- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 東海地震
- (3) 富士川河口断層帯による大地震
- (4) 富士山噴火
- (5) 大雨等による大規模土砂災害
- (6) 大型台風による大規模災害

# 4 受援が必要と予想される業務

	業務等の名称	担当班	主管課等	資格等
1	物資調達·受け入れ·仕分け· 配送業務	商工振興班 行政班	商工振興課 行政課	不 要
2	被災建築物応急危険度判定業務	建物班	建築住宅課	判定士
3	被災宅地危険度判定業務	建物班	建築住宅課	判定士
4	応急仮設住宅建設業務	資産活用班	資産活用課	技 師
5	建物被害認定調査業務	財政班	資産税課 収納課 市民税課	不 要
6	道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務	応急復旧班	都市整備部	技 師
7	上水道の復旧・応急給水業務	水道業務班 水道工務班	水道業務課 水道工務課	技 師
8	下水道の復旧業務	下水道班	下水道課	技 師
9	り災証明書の発行業務	市民班	市民課	不 要
10	保険証再交付等の業務	保険年金班	保険年金課	不 要
11	税に関する業務	財政班	資産税課 収納課 市民税課	不 要
12	仮設住宅の申込み受付·入居手続き 業務	建物班	建築住宅課	不 要
13	市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務	市民生活班 市民交流班 (被災者支援センター)	市民生活課市民交流課	不 要 外国人 通訳等
14	避難所における保健衛生活動業務	医療救護· 健康支援班	健康増進課	保健師
15	災害ガレキ処理業務	生活環境班	生活環境課	不 要
16	避難所の連絡調整業務	地区担当総括班	監査委員事務局	不 要
17	災害ボランティア活動業務 (派遣要請・受け入れ・配置)	ボランティア班	高齢介護支援課	不 要

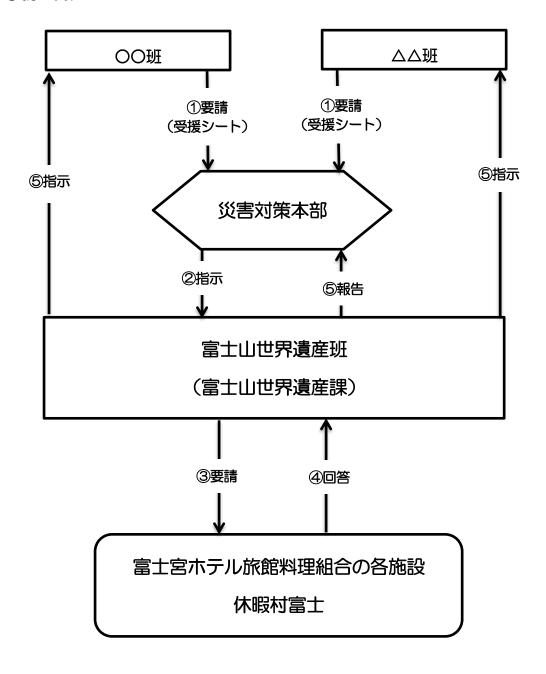
本計画では、上記17の業務について計画するが、被害の程度や復旧までに長期間を要すことになる場合は、これ以外にも受援業務が発生する可能性がある。

# 5 宿泊先の確保

富士宮市では、平成22年1月29日に「富士宮ホテル旅館料理組合」と災害時等の協力に関する協定を締結している。協定内容は、大規模災害が発生した場合に、 災害復旧にあたる者に優先的に宿泊施設を提供していただくことと定めている。このため、本市において大規模災害が発生し、復旧等にあたる他自治体等からの職員等が短、中、長期に滞在する場合は、次頁に記載の各施設から選定することとする。

なお、この調整は、**富士山世界遺産班(富士山世界遺産課)**とし、災害対策本部からの指示により富士宮ホテル旅館料理組合及び休暇村富士と調整を行い、宿泊先を決定し、要請のあった班への指示、災害対策本部への報告を行う。

# ◆事務の流れ



# ◆富士宮ホテル旅館料理組合施設一覧表

事務局:富士宮市豊町18-5

	施設名	住 所	<b>吞</b> ·FAX(0544) 上段 <b>吞</b> 下段FAX	収容 人数	備考
1	割烹旅館 小川荘	大宮町 10-1	26-2197 23-7723	3 1	富士宮駅周辺 エリア
2	割烹旅館 たちばな	野中 1085-4	27-7000 24-0104 26-3608	6 1	富士宮駅周辺 エリア
3	鉱泉旅館  ほし山	星山 84-2	26-1178	6 2	富士宮駅周辺 エリア
4	かめや旅館	大宮町 23-6	27-0061 27-5566	5 8	富士宮駅周辺   エリア
5	富士宮   グリーンホ   テル	東町 23-18	23-1919 23-8400	5 8	富士宮駅周辺 エリア
6	富士宮   <b>富士急ホテ</b>   ル	中央町 15-18	23-6666 24-7551	148	富士宮駅周辺 エリア
7	くれたけイ ンプレミア ム	中央町 11-19	25-1511 25-1500	不明	富士宮駅周辺エリア
8	ゲストハウ ス と <b>きわ</b>	中央町 14-15	55-1199 68-2612	不明	富士宮駅周辺エリア
9	富 嶽 温 泉 花の湯	ひばりが丘 805	28-1126 25-8182	不明	富士宮駅周辺 エリア
10	旅館 しのはら	西町 17-1	27-1830 24-1808	3 0	西富士宮駅エリア
11	西ふじ旅館	貴船町 10-5	26-3097 26-5629	1 7	西富士宮駅エリア
12	スポーツビ レッジ <b>村山ジャン</b> <b>ボ</b>	村山 1071-2	27-8438 26-4438	137	北部エリア
13	ビジネス旅 館 <b>富</b> 士	上井出 767-1	54-0131 54-0131	3 4	北部エリア
14	民宿旅館 明 石	上条 1070-1	58-3755 58-3696	4 5	北部エリア
15	民宿旅館 <b>中</b> 京	下条 309-2	58-0040 58-0040	4 8	北部エリア
16	民宿旅館   <b>せ と</b>	精進川 395-1	58-1806 58-8280	3 9	北部エリア
17	ふもとっぱ ら	麓 156	52-2112 52-2113	117	北部エリア
18	西の家	上井出 1774	54-0277 54-2600	一般 95 団 120	北部エリア
19	芝川苑	内 房 山 口 1298	65-0542 65-0510	3 2	芝川エリア
20	翠紅苑さくら	内房山口 385	65-0366 65-2727	不明	芝川エリア

◆ 休暇村富士 ☎0544-54-5200 FAX0544-54-2550

#### Ⅱ 個別受援計画

- 1 物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務
  - (1) 担当
    - ア 物資調達・配送: 商工振興班(商工振興課)

災害対策本部と連携し、食品、生活必需品等救援物資の確保・供給及び流 通在庫物資の集配を行う。

イ 物資受け入れ・仕分け: 市民体育館班(スポーツ振興課)・行政班(行政課)

市民体育館:市民体育館班(スポーツ振興課)

市 役 所:行政班(行政課)・企画戦略班(企画戦略課)

#### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 各班のリーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ウ 各班のリーダーは、その都度災害対策本部に報告するものとする。
- エ 救援物資の受け入れ場所は、市民体育館は第一体育室とし、市役所は車庫 棟とする。
- オ 執務室は、市民体育館は会議室とする。市役所は行政課内とする。
- カ 休憩室は、市民体育館は武道場とする。市役所は休養室とする。
- キ 支援者の移動等は、公用車等によるものとする。
- ク 支援者食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- ケ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班からの宿泊 先の指示を受ける。
- コ 物資の配送は、身延線を境に北側に位置する指定避難所は市民体育館班が、 南側に位置する指定避難所及び旧芝川町の区域に位置する指定避難所は行政 班が主に担当し、宅配業者や各避難所から来る車両等を利用して必要物資を 運搬する。また、自然発生的にできた避難所についても必要物資の運搬を行 う。ただし、指定避難所を最優先とする。

#### (3) 受援業務の内容

- ア 必要物資の調達、自治体等から送られてくる支援物資の荷卸し、仕分け、 各避難所等への必要な物資配送業務
- イ 職員及び他自治体等からの支援者の食料の確保を行い、必要数を配送する。
- ウ 災害対策本部からの指示により、必要物資の調達を行う場合には、災害時 応援協定業者の中から必要物資を調達する(調達先、数量等の報告)。
- エ 各地等からの支援物資については、種類毎に仕分けを行い、配送しやすいレイアウトにしておき、数量の確認をしておく(支援先、数量等の報告)。
- オ 救援物資は、提供者と協議して集荷場所を決定する。集荷場所から物資受け入れ場所(市民体育館・市役所)へは、災害時応援協定を締結している「一般社団法人静岡県トラック協会」又は、宅配業者を手配し輸送する。

また、救援物資必要箇所へは、宅配業者や各避難所から来る車両等に積み込み配送する。

カ その他、必要に応じて協議を行い迅速な対応をとる。

(4) 協定業者 物資の調達及び配送担当は、商工振興班(商工振興課)とする。

# ◆物資の配送

団体名	電話	FAX	協定内容(支援物資)
一般社団法人静岡県	0545-	0545-	緊急物資輸送業務に関する協力
トラック協会	33-1202	33-1248	【商工振興課】

# ◆物資調達先

団体名	電話	FAX	協定内容(支援物資)
富士宮農業協同組合	58-0001	58-5340	玄米 6,000Kg·LP ガス 100Kg
富士宮薬業会	26-2371	26-2371	粉ミルク・紙おむつ・生理用品・洗剤・ゴミ袋など
株式会社小野田本店	26-2300	26-1023	小麦粉・インスタント麺・容器入り、飲料水・漬物・缶詰・塩・味噌など
株式会社丸繁	26-5149	27-4463	小麦粉・インスタント麺・漬物・梅干・ 缶詰・味噌・醤油・塩・上白糖・食用油
有限会社丸和食品	27-2701	27-6660	小麦粉・インスタント麺・塩・上白糖・食用油
静岡県わた寝具商工組合 富士宮支部	27-1895	27-3975	毛布・タオル
株式会社トンボヤ	27-3385	27-3387	シャツ・下着類・作業衣・タオル・サラシ
中川衣料株式会社	0545- 52-2206	0545- 51-4845	作業衣・タオル・軍手・サラシ・雨具
足袋庄商店	26-2314	26-1609	軍手·雨具·運動靴
シンコーラミ工業株式会社	58-5022	58-4514	大人用紙おむつ
太洋紙業株式会社	27-3166	27-0911	ティッシュペーパー・トイレットペーパー
信栄製紙株式会社	27-2513	23-3300	トイレットペーパー
株式会社タケウチ	24-0123	27-9529	タオル・軍手・紙おむつ・生理用品・ カセットボンベ・カセットコンロなど
株式会社西川	27-2185	23-2428	タオル・ヤカン・ビニールシート・ゴミ袋・カセット ボンベ・カセットコンロなど
静岡県電機商業組合 富士宮支部	26-2983	26-0251	懐中電灯·乾電池
株式会社マキヤ	0545- 36-1000	0545- 36-1500	米・乾パン・小麦粉・インスタント麺・洗剤・ カセットボンベなど
株式会社スーパーよどばし	23-3535	23-2273	   米・粉ミルク・小麦粉・インスタント麺・容器入り飲
株式会社スーパーよどばし ディズ(万野原店)	22-4444	22-3911	料水・カセットボンベなど
静岡県 LP ガス協会 富士宮地区会	27-2576	23-6395	水・LPガス
株式会社エンチョー ジャンボエンチョー富士宮店	22-3300	22-3200	作業衣・タオル・ハンゴー・ビニールシート・固形 燃料など
アサヒ飲料株式会社 富士山工場	58-9977	58-9988	飲料水
大徳食品株式会社 富士宮事業所	59-2231	59-2232	食料
株式会社東食品	24-4730	24-4729	食料
株式会社松屋フーズ 富士山工場	59-1300	59-1301	サラダ等カット野菜
イオンリテール株式会社 イオン富士宮店	25-5310	25-5820	主食·飲料·寝具·衣類·日用品·炊事用品
株式会社カインズ	0495- 88-7100	0495- 88-7875	日用品などの生活必需品
マックスバリュ東海株式会社	055- 999-3100	055- 989-5051	日用品などの生活必需品

#### 2 被災建築物応急危険度判定業務

(1) 担当

建物班(建築住宅課)≪判定実施本部≫

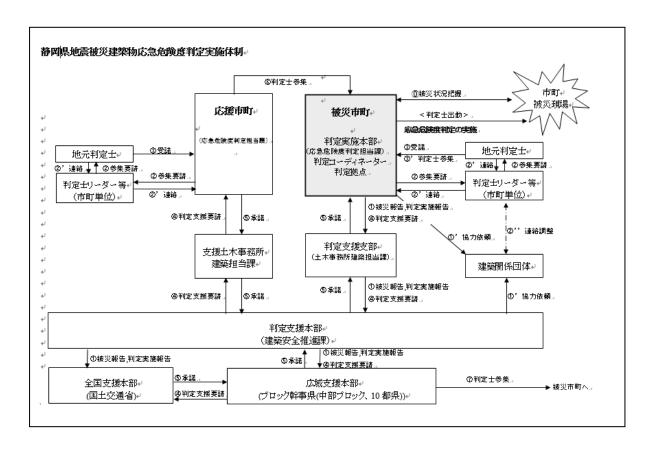
# (2) 受援体制

- ア 大規模災害が発生し、応急危険度判定士が不足し受援が必要と判断した場合、災害対策本部長は、静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、判定支援本部(静岡県)に支援を要請する。
- ・応急危険度判定支援要請書 (応急危険度判定 様式4)要請手順:様式4により支援支部(土木事務所建築担当課)を通して、判定 支援本部(静岡県)へ要請
  - ※ 応急危険度判定士は、判定支援本部(静岡県)への要請となるが、場合 によっては、災害時相互応援協定により協定市への要請となることもある。
- イ 応急危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所111・112会議室 とする。
- ウ 参集した応急危険度判定士の受付を行い、名簿を作成する。
- エ 判定コーディネーターは、被災宅地危険度判定士に対し、判定調査方法等 についてのガイダンスを行う。
- オ 必要な判定資機材は建物班が準備する。
- カ 参集場所から現地への応急危険度判定士の輸送方法は、原則として応急危 険度判定士自らが手配した車又は徒歩とし、状況により実施本部が手配した 自転車又はバスを利用することも検討する。
- キ 応急危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。
- ク 応急危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請 し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

#### (3) 受援業務の内容

静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び平成8年4月5日 に設立された「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が作成した応急危険度 判定必携に沿って業務を行う。

# ※判定実施体制フロー図(静岡県地震被災建築物応急危険度判定マニュアル)



#### 3 被災宅地危険度判定業務

(1) 担当

建物班(建築住宅課)≪実施本部≫

# (2) 受援体制

- ア 大規模災害が発生し、被災宅地危険度判定士が不足し受援が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議した上で、被災宅地危険度判定連絡協議会が作成した実施本部マニュアル及び被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、支援本部(静岡県)に支援を要請する。
  - · 支援本部設置要請書(関係様式集 様式2)
  - ・被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書(関係様式集 様式4)
  - ※被災宅地危険度判定士は、支援本部(静岡県)への要請となるが、場合によっては、災害時相互応援協定により協定市への要請となることもある。
- イ 被災宅地危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所<u>113</u>会議室とする。
- ウ 参集した被災宅地危険度判定士の受付を行い、名簿を作成する。
- エ 判定調査員は、被災宅地危険度判定士に対し、判定調査方法等についてガイダンスを行う。
- オ 必要な判定資機材は建物班が準備する。
- カ 参集場所から現地への応急危険度判定士の輸送方法は、原則として応急危 険度判定士自らが手配した車又は徒歩とし、状況により実施本部が手配した 自転車又はバスを利用することも検討する。
- キ 被災宅地危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保して おく。
- ク 被災宅地危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で 要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

#### (3) 受援業務の内容

平成9年5月に創設された都道府県、政令指定都市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成したマニュアル等に沿って業務を行う。

- ア 被災宅地危険度判定実施要綱 (平成10年2月6日施行)
- イ 被災宅地危険度判定業務・実施マニュアル
- ウ 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル
- エ 擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引き
- オ 実施本部マニュアル
- カ 判定調整員業務マニュアル
- ※上記以外の様式は、被災宅地危険度判定連絡協議会ホームページ関係様式集を参照。

# 4 応急仮設住宅建設業務

# (1) 担当

#### 資産活用班(資産活用課)

# (2) 受援体制

- ア 災害対策本部から応急仮設住宅建設の指示があった場合に、規模等を判断して他自治体からの受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 資産活用班のリーダーは、他自治体から応援職員に対して、応急仮設住宅 整備計画の内容などを説明し、担当建設地区の応急仮設住宅建設工事の設計、 監理監督業務にあたってもらう。
- ウ 必要に応じミーティングを行い、業務に支障がないように努める。
- エ 執務室は、資産活用課の西側スペースとし、椅子、机を用意する。
- オ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- カ 必要な資機材は資産活用班が準備する。
- キ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- ク 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し富士山世界遺産班から宿泊先の 指示を受ける。
- ケ 支援者の移動は、公用車、バイク、徒歩によるものとする。

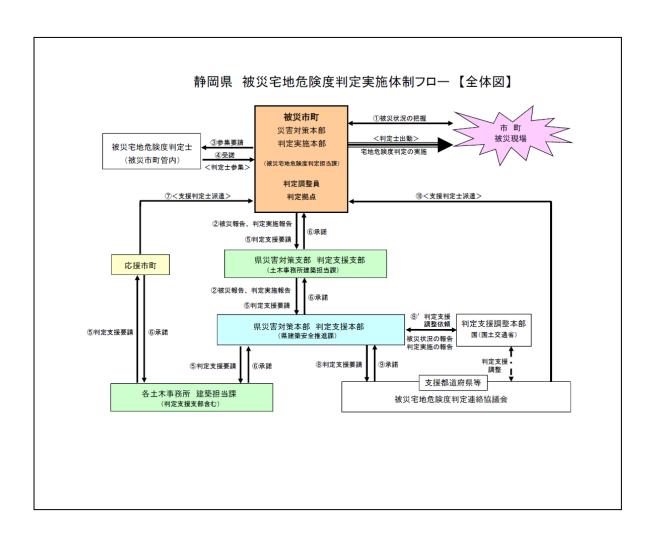
#### (3) 受援業務の内容

- ア 富士宮市応急仮設住宅整備計画に基づき、応急仮設住宅の建設を行う。
- イ 応急仮設住宅建設工事の設計、監理監督業務

# (4) 応急仮設住宅建設予定場所

令和3年4月現在

	場 所	戸数		場 所	戸数
1	外神東公園	24	15	白尾山公園	76
2	物見山球場	109	16	神田川南公園	10
3	城山公園	122	17	粟倉南公園	20
4	上井出スポーツ広場	108	18	明星山球場	138
5	万野公園グランド	<del>60</del>	19	野読公園(城北町)	8
6	向田公園(西小泉町)	18	20	万野4区区民館東側	16
7	中尾公園(西小泉町)	7	21	外神スポーツ広場	138
8	清水公園(西小泉町)	9	22	芝川スポーツ広場	64
9	野読公園東側(城北町)	<del>18</del>	23	白糸自然公園	154
10	中里東町地内(621) 田中青木線事業用地	12	24	西富士宮駅西側	16
11	宮原1区区民館北側	10	25	杉田運動公園	30
12	舞々木墓地	55	26	淀川北公園	12
13	貫戸多目的広場	42	27	淀川中公園	8
14	星山多目的広場	72	計		1, 278



# 5 建物被害認定調查業務

(1) 担当

財政班(資産税課・収納課・市民税課)

#### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

- ※ 受援は、「中越大震災ネットワークおぢや」へ要請する。また、被害の状況によっては、災害時応援協定に基づき「静岡県土地家屋調査士会」及び「災害時相互応援協定市」へ要請する。
- イ 建物被害認定調査員の参集場所及び執務室は、市役所710会議室とする。
- ウ 参加建物被害認定調査員の名簿を作成する。
- エ 建物被害認定調査責任者は、参加建物被害認定調査員に対して簡単な研修 を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。 また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- オ 休憩室は、721・722会議室とする。
- カ 必要な建物被害認定調査用資機材は財政班が準備する。
- キ 建物被害認定調査員の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。
- ク 建物被害認定調査員の宿泊先は、災害対策本部に要請し富士山世界遺産班 から宿泊先の指示を受ける。
- ケ 建物被害認定調査員の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。

#### (3) 受援業務の内容

災害対策基本法第90条の2(り災証明書の交付)、富士宮市税条例第68条第1項(固定資産税の減免)に基づき、平成25年6月に内閣府(防災担当)が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って住家の判定業務を行う。

# (4) 連絡先等

ア 中越大震災ネットワークおぢや 小千谷市役所危機管理課内

**☎**0258−83−3515 FAX0258−83−2789

- ※ 2004年10月23日に発生した新潟県中越地震で得た知恵や教訓を 収集し、発信し共有するとともに、次の災害でアドバイスやノウハウを提 供することを目的に組織された。
- イ 静岡県土地家屋調査士会

**2**054-282-0600 FAX054-282-0650

ウ 災害時相互応援協定市 33ページ参照

#### 6 道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務

(1) 担当

都市整備部(道路課•河川課•都市整備課•建築住宅課) 事務局調整班

#### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 支援者の執務室は、市役所510会議室とする。
- ウ 必要な資機材等は、都市整備部が準備する。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。
- キ 支援者の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。
- ク 道路啓開に支障となる建物等の撤去は、建築住宅課が一般社団法人静岡県 解体工事業協会及び静岡県鳶工業連合会富士宮地区へ連絡し、作業地区及び 作業内容の打ち合わせを行い作業にあたってもらう。
- ケ 緊急輸送路の確保のための道路啓開及び応急復旧については、道路課が富士宮建設業協同組合へ連絡し、作業地区及び作業内容の打ち合わせを行い、 作業にあたってもらう。
- コ 災害復旧に必要となる道路河川等の応急復旧工事の設計、測量業務については、工事検査課が、一般社団法人静岡県測量設計業協会より受領した災害 応急業務協力者名簿から選定した業者へ連絡し、被災地区及び業務内容を説明し、作業にあたってもらう。

#### (3) 受援業務の内容

- ア 道路啓開に支障となる建物等の撤去
- イ 緊急輸送路の確保のための道路啓開
- ウ 災害査定・実施設計のための測量・設計業務
- エ 道路、河川、公共建物の復旧のための実施設計及び監督業務

# (4) 連絡先等

ア 富士宮建設業協同組合

**☎**0544−27−5526 FAX0544−27−5527

イ 一般社団法人静岡県解体工事業協会

**☎**054−288−7761 FAX054−288−7761

ウ 静岡県鳶工業連合会富士宮地区(村野組)

**2**0544-65-0041 FAX0544-65-2334

工 一般社団法人静岡県測量設計業協会

**☎**054−252−0322 FAX054−251−7957

#### 7 上水道の復旧・応急給水業務

(1) 担当

水道業務班(水道業務課)・水道工務班(水道工務課)

# (2) 受援体制

- ア 地震・異常渇水等により受援が必要な場合は、災害対策本部と協議した上で、「公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱等」に基づき、 東部ブロック(ブロック代表都市:沼津市)に下記内容を報告し応援要請す る(要綱の様式第1号)。
  - (ア) 災害の状況
  - (イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
  - (ウ) 必要とする職員の職種別人員
  - (エ) 応援場所及び経路
  - (オ) 応援の期間
  - (カ) その他必要事項
- イ 「災害時等の給水活動に関する協定書」により、応急給水が必要な場合は、 下記協定先に応援要請を行う。
  - (ア) (株)富士ミルク
  - (4) 有富士豊茂牛乳運送
  - (ウ) 富士正酒造資
  - (エ) 牧野酒造資
  - (オ) 富士高砂酒造㈱
  - (力) 富士錦酒造(株)
- ウ 災害等の発生時において、応急対策活動が必要であると認めたときは、「災害時等における水道の応急対策活動に関する協定書」により、ヴェオリア・ジェネッツ㈱中部支店に協力を要請する。
- エ 「災害時相互応援協定」により、協定締結団体に応援要請を行う。
- オ 支援者の執務室は市役所610会議室とする。
- カ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- キ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- ク 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先 の指示を受ける。
- ケ 支援者の移動は、原則支援者の車両等を利用する。ただし、必要に応じて 公用車を使用する。

#### (3) 受援業務の内容

- ア 応急給水作業
- イ 応急復旧作業
- ウ 応急復旧用資機材・物資等の提供
- エ 災害査定用の設計業務
- オ 水道施設の復旧のための実施設計及び監督業務

# 4) 連絡先等

ア 沼津市水道総務課

**20**055-934-4851 FAX055-931-8101

※閉庁時は、「公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時連絡票」により 連絡をとる。

イ 富士宮市管工事協同組合

**2**0544-23-7070 FAX0544-23-9016

ウ ㈱富士ミルク

**20**544-54-0819 FAX0544-54-2717

工 旬富士豊茂牛乳運送

**☎**0544−52−1201 FAX0544−52−1201

才 富士正酒造資

**2**0544-52-0313 FAX0544-52-0314

力 牧野酒造資

**2**0544-58-1188 FAX0544-58-5778

キ 富士高砂酒造㈱

**☎**0544−27−2008 FAX0544−23−1752

ク 富士錦酒造㈱

**2**0544-66-0005 FAX0544-66-0076

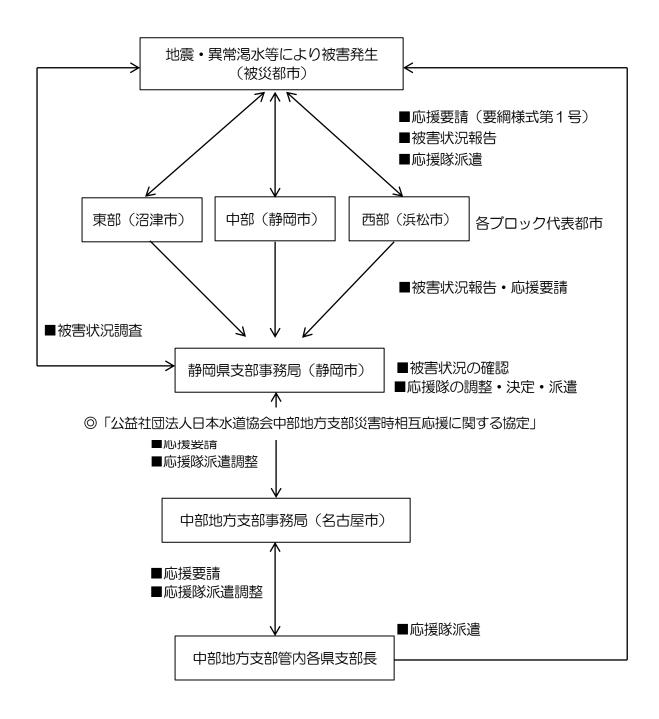
ケ ヴェオリア・ジェネッツ㈱中部支店

**☎**052−930−5513 FAX052−930−5514

#### ◆県支部会員所属ブロック(37会員)

宗文品会員が属ノロック(3~会員)									
東	部	中部	西部						
沼津市	伊豆市	静岡市	浜松市						
熱海市	伊豆の国市	焼津市	磐田市						
三島市	東伊豆町	藤枝市	掛川市						
伊東市	函南町	島田市	袋井市						
小山町	長泉町	静岡県	湖西市						
富士市	西伊豆町	御前崎市	菊川市						
御殿場市	南伊豆町	牧之原市	森町						
富士宮市	松崎町	吉田町							
下田市	河津町	川根本町							
裾野市		大井上水道企業団							
		静岡県大井川広域							
		水道事企業団							

# (5) 応援要請・被害状況報告フロー図



# 8 下水道の応急復旧業務

(1) 担当

下水道班(下水道課)

### (2) 受援体制

- ア 地震等により受援が必要な場合は、静岡県下水道防災計画に基づき県知事 (静岡県交通基盤部都市局生活排水課)へ要請する。
  - ・支援要請書(様式2-3)
- イ 支援者の執務室は、下水道課及び市役所510会議室とする。
- ウ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- エ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- オ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、富士山 世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。
- カ 支援者の移動は、原則支援者の車両等を利用する。ただし、必要に応じて 公用車を使用する。

# (3) 受援業務の内容

- ア 災害の状況を把握する現地調査
- イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項の規定による 災害報告に必要な資料の作成
- ウ 応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保する ために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関 する工事
- エ 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への立会
- オ 上記に掲げる災害支援に附帯する支援

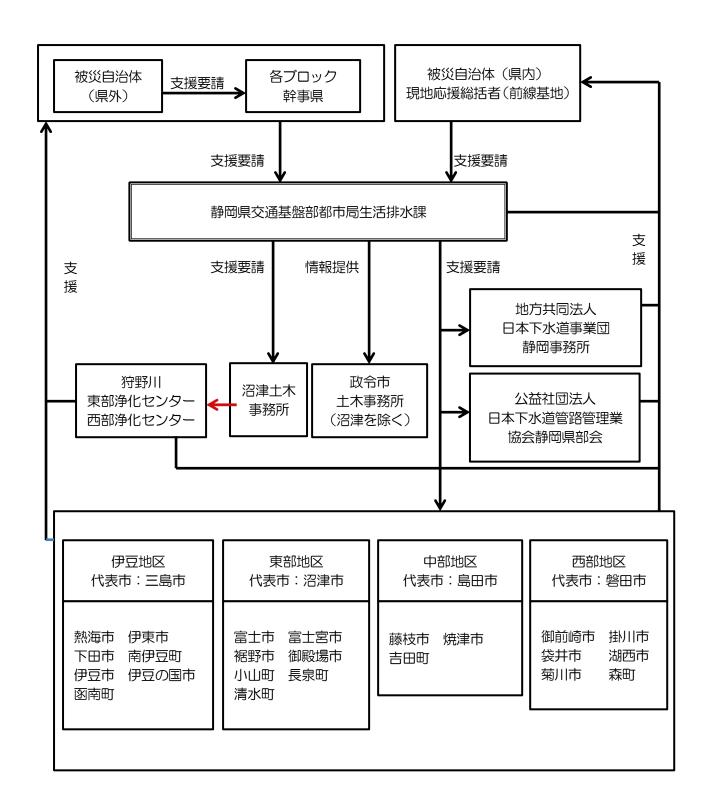
#### (4) 対象施設

- ア終末処理場
- イ ポンプ場
- ウ管路

#### <参考> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

第5条 第1条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共 土木施設が市町村の維持管理に属するものにあつては市町村長が都道府県知事に、都道府 県又は指定都市の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長が主務 大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

# ◆災害時支援フロー図



#### 9 り災証明の発行業務

(1) 担当

市民班(市民課)

# (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数等の報告を受ける。
- ウ 執務室は、市民課とする。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

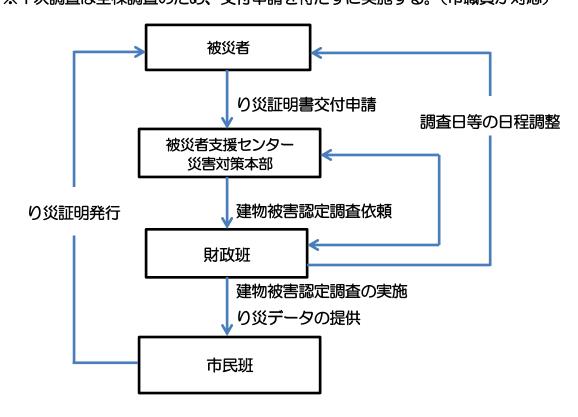
# (3) 受援業務の内容

ア 被災者支援センター及び財政班から申請書及びり災データの提供を受ける。

イ り災データ等から証明書を作成し、無料で発行する。

# (4) 災害時支援フロー図(2次調査用)

※1次調査は全棟調査のため、交付申請を待たずに実施する。(市職員が対応)



# 10 保険証再交付等の業務

# (1) 担当

保険年金班(保険年金課)

# (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数などの報告を受ける。
- ウ 執務室は、保険年金課とする。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

# (3) 受援業務の内容

- ア 被災及び避難時において、保険証等を消失及び紛失した被保険者に対し、 申請に基づき再交付する。(国保・後期)
- イ 被災による減免申請の受付
- ウ 医療機関からの資格確認への対応
- エ 高額療養費の支給申請受付
- オ 年金受給に関する相談対応(支払確認等)

#### 11 税に関する業務

# (1) 担当

財政班(市民税課・資産税課・収納課)

# (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。
- ウ 執務室は、各課の執務室とする。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

# (3) 受援業務の内容

# ア市民税課

- ・ 市県民税の賦課に関する業務
- 軽自動車税の賦課に関する業務
- ・ 法人市民税の賦課に関する業務

#### イ 資産税課

- 固定資産税の賦課に関する業務
- 都市計画税の賦課に関する業務

#### ウ収納課

・ 徴収等に関する業務

# 12 仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務

# (1) 担当

建物班(建築住宅課)

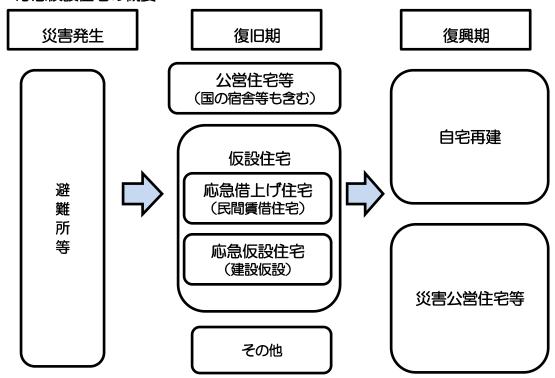
#### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。
- ウ 執務室は、建築住宅課とする。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先 の指示を受ける。

# (3) 受援業務の内容

- ア 民間の借り上げ住宅の物件提供もあるため、住宅所有者等の意向調査
- イ 住宅提供の意思のある住宅所有者等の情報管理
- ウ 住宅提供の意思のある住宅所有者等との建物賃貸借契約の締結
- エ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の必要戸数の把握及び配分調整
- オ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の支援があることの被災者等への周知
- カ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の募集・申し込み窓口業務(入居手続き)

# (4) 応急仮設住宅の概要



# 13 市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務(被災者支援センター)

#### (1) 担当

市民生活班(市民生活課)•市民交流班(市民交流課)

#### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 外国人被災者の対応の支援者については、対応可能言語等を確認し名簿を 作成する。
- ウ 執務室は、市役所市民生活課及び市民交流課(又は別会議室)とする。
- エ 休憩室はリフレッシュルームとする。
- オ 必要なパソコン等は市民生活班又は市民交流班が準備する。
- カ 支援者の移動は、自転車、バイク、徒歩によるものとする。 (遠距離の場合は、公用車の使用とする。)
- キ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- ク 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先 の指示を受ける。

# (2) 受援業務の内容

<被災者支援センター・女性とLGBTの救援救護窓口>

# ア相談業務

- ・ 相談内容を傾聴
- 相談内容記録
- 職員と相談し担当課窓口へ連絡
- 相談内容集計

# イ 専門相談の実施

・行政書士会、司法書士会、弁護士会の支援を受け、被災者への相談を行う。

#### <外国人の救護窓口>

- ア 情報発信内容の翻訳
  - 市が報道提供する内容
  - ・ 避難所で必要な情報

# イ 情報の発信

- ホームページ、フェイスブック等への掲載
- メール登録者への発信
- 多文化共生に関わる情報の発信
- 問い合わせへの対応(メール、電話等)

# ウ情報収集

・ 安否確認 (避難者リスト、他の外国人等あらゆる方面から情報収集)

・ 支援制度及び出入国の手続きに関する情報

#### 工 避難所巡回

- 外国人の避難情報に基づき、巡回相談業務
- 外国人支援窓口での窓口業務
- 外国人支援窓口での相談業務
- 諸手続きの際の通訳派遣及び通訳業務

# 14 避難所等における保健衛生活動業務

### (1) 担当

医療救護・健康支援班(健康増進課)

# (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)での 県への派遣要請や、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ウ 執務室は、保健センター内の会議室等とする。
- エ 休憩室は、保健センター内に設置する。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。
- キ 支援者の移動は、医療救護・健康支援班が公用車等を用意する。

# (3) 受援業務の内容

避難した市民等の健康管理のため、以下の活動を実施する。

#### ア 保健衛生活動

保健師等を派遣し、健康調査及び健康状況の把握、健康相談、健康教育、環境整備、衛生管理、感染症予防等の健康支援を行う。

### イ 精神保健衛生活動

心のケアチームや市医師会に要請し、精神保健班を編成し、相談やカウンセリング等の医療の提供、精神疾患の早期発見や、心の健康管理の啓発活動を行う。

#### ウロ腔衛生管理活動

富士宮市歯科医師会に要請し、口腔衛生班を編成し、応急措置、口腔疾患 や誤嚥性肺炎の予防に対する口腔衛生指導を行う。

# 15 災害ガレキ処理業務

#### (1) 担当

生活環境班(生活環境課)

#### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

- イ リーダーは、支援者に対して簡単な研修を行い、業務内容などを説明し配 置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ウ 執務室は、生活環境課とする。
- エ 休憩室は、リフレッシュルームとする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

#### (3) 組織体制

#### ア 総括・記録班

全体の統括及びガレキ処理が完了するまでの全般的な実施事項の記録

#### イ 庶務班

事務手続き全般、国庫補助申請、経理等

# ウ 巡視班

市内各地の被害や撤去・処理の進捗状況を把握し、情報収集班に報告する。

#### 工 情報収集班

巡視班からの情報や関係部署、業者、団体等の状況等を整理する。

#### 才 連絡調整班

各班への連絡調整、処理業者や協定先、関係自治体との連絡調整、市民への広報

#### 力 収集運搬業務班

集積所での収集、市による収集、仮置場への収集運搬車両の配備、資機 材の準備、必要に応じてガレキの収集を行う。

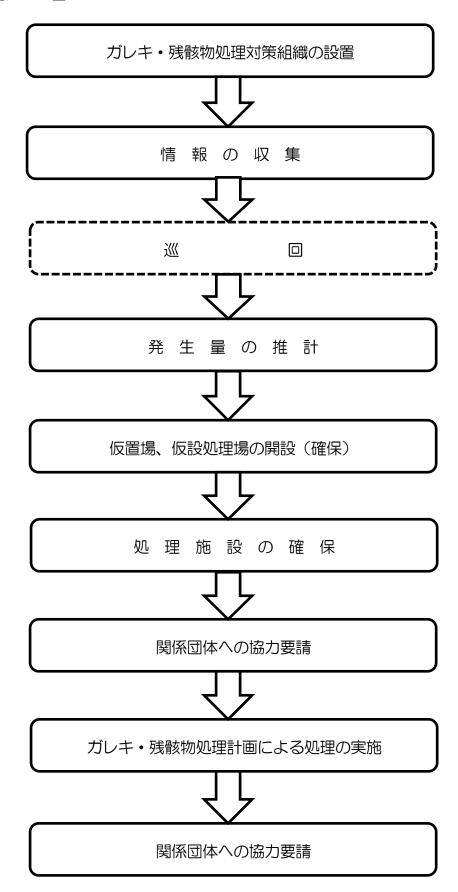
#### キ 仮置場班

候補地選定及び開設、受入れ調整、ガレキの状態や場内の環境管理・ モニタリング

# ク 処理困難物対応策班

有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策(保管から管理まで)

# (4) 処理フロー図



# (5) 関係団体

事業者名	住所	TEL	FAX
富士宮清掃有限会社	西町 22-21	27-2936	27-2937
有限会社芝川清掃	大鹿窪 349-1	67-0390	67-0390
合資会社一光	淀師 1168-7	27-2438	27-2439
株式会社第一	阿幸地町 183	26-2953	26-2953
株式会社エコネコル	山宮 3507-19	58-5800	58-5807
株式会社ミダック富士宮営業所	山宮 3507-20	58-5858	58-5863
コアレックス信栄株式会社 富士工場	富士市中之郷 575-1	0545-56-2513	0545-56-2511
株式会社高野実業	万野原新田 3748-1	27-3295	24-3142
安藤紙業株式会社 富士川営業所	富士市中之郷 1039	0545-56-2288	0545-56-2290
富士宮建設業協同組合	宮原 470-5	27-5526	27-5527
職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター	根原字宝山 492-8	52-0968	52-1336

# 16 避難所の連絡調整業務

# (1) 担当

地区担当総括班(監査委員事務局)

# (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 各避難所のリーダーは、支援者に業務内容を説明し配置に就いてもらう。
- ウ 支援者の執務場所は、各避難所の地区本部等とする。
- エ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- オ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、富士山世界遺産班から宿泊先の指示を受ける。

# (3) 受援業務の内容

- ア 災害対策本部への連絡調整
- イ 避難所運営の支援
- ウ地区内の情報収集
- エ 避難所と地区本部が違う場合は、各避難所との連絡調整
- オ 避難状況の把握
- カ 災害状況の提供
- キ 緊急物資、食品、飲料水の供給配分の協力
- ク 市防災倉庫の管理
- ケ 災害時要援護者の専門施設等への移送依頼

#### 17 災害ボランティア活動業務(派遣要請・受け入れ・配置)

#### (1) 担当

ボランティア班(高齢介護支援課)

#### (2) 受援体制

ア 災害ボランティアセンターの設置

災害対策本部と社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター富士宮連絡会との連携のもと、富士宮市総合福祉会館に災害ボランティア本部を設置する。

#### イ 資機材

資機材については、市に備蓄されている資機材と、災害ボランティアセンターに備蓄されている資機材を活用する。なお、不足する資機材については、 災害ボランティアセンターから市災害対策本部に依頼し調達する。

#### ウ食料等

食料や水の不足が解消されたような場合には、ボランティアに食料等の配給を検討する。

#### 工 宿泊場所

宿泊場所については、原則としてボランティア自身が確保する。なお、市が 災害協定を締結している次の場所での寝泊りも可能

- ·宗教法人大石寺(南側駐車場)
- ・富士宮市仏教会(各寺の駐車場) 日蓮宗四区(21寺)・日蓮宗五六区(15寺)・曹洞宗(8寺) 浄土宗、浄土真宗(5寺)
- 株式会社時之栖花の湯(富嶽温泉花の湯駐車場)
- ・ゲストハウスフォレスト・ヒルズ(駐車場)

#### オ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営については、知識・経験のある災害ボランティアコーディネーターを中心に行い、金銭の授受の業務や報道対応については、市担当職員や社会福祉協議会職員が対応する。

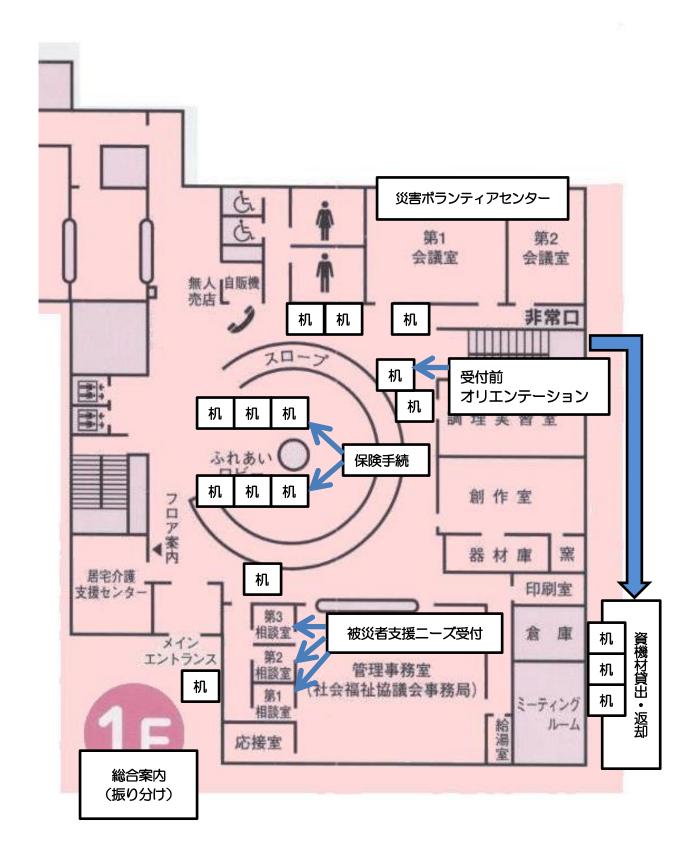
#### <主な役割>

- ・県内外から応援に来るボランティアの相談、受付、配置整備
- ボランティア活動保険の加入手続き
- ・避難所における生活支援などの個別ニーズの集約
- ・広報ふじのみや(臨時版)への情報収集及び提供
- ・県災害ボランティア本部及び活動拠点施設等との連絡調整等

#### (3) 受援業務の内容

- ア ガレキの処理
- イ 十砂の撤去
- ウ 物資等の配給
- エ 避難所等の支援活動
- オ その他要望のある業務

# ◆災害ボランティアセンターレイアウト(富士宮市総合福祉会館1階フロア)



# Ⅲ 災害時相互応援協定

# 1 国関係

・国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所<道の駅>道の駅「朝霧高原」の管理に関する協定書 平成18年 6月16日締結

・国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所<駐車施設・散策周遊路> 一般国道139号道の駅「朝霧高原」に隣接する施設の管理に関する覚書 平成18年6月16日締結

・国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 災害時における道の駅等施設使用に関する覚書 平成22年 7月26日締結

・国土交通省中部地方整備局<リエゾン派遣> 災害時の情報交換に関する協定 平成23年 3月15日締結

・国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 ヘリポートの使用に関する協定 平成29年 6月13日締結

# 2 県関係

・静岡県消防相互応援協定に基づく覚書 昭和62年 3月 2日締結 改定 平成 9年 9月26日締結

• 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定

平成13年 3月30日締結

#### **3 市町村関係** (13市町、3団体)

・滋賀県近江八幡市
 ・神奈川県南足柄市
 ・神奈川県秦野市
 ・東京都日野市
 ・静岡県富士市
 平成20年 5月27日締結
 平成21年12月18日締結
 平成22年 4月 1日締結

・大阪府箕面市 平成23年 8月24日締結

・栃木県小山市、兵庫県西宮市、福井県あわら市、富山県南砺市

平成26年10月26日締結

・長野県諏訪市 平成27年 4月10日締結

· 岩手県大槌町 平成29年 8月 8日締結

・岩手県山田町 平成29年 8月 8日締結

# **4 民間の組織関係**(106団体、112協定)

※ 富士宮農業協同組合(2協定)、イオンリテール(3協定)、富士高砂酒造(2協定)、牧野酒造(2協定)、富士錦酒造(2協定)、富士正酒造(2協定)及び全国建設産業教育訓練協会(2協定)は、市と複数の支援協定を締結しているため、(1)~(9)の団体数の合計とは一致していない。

#### (1) 応急物資等の調達に関する協定(37団体、37協定)

- · 富士宮農業協同組合
- 太洋紙業株式会社
- 富士宮薬業会
- 株式会社丸繁
- 静岡県わた寝具商工組合富士宮支部
- · 中川衣料株式会社
- ・シンコーラミ工業株式会社
- · 静岡県電機商業組合富士宮支部
- ・株式会社マキヤ
- ・株式会社タケウチ
- · 株式会社小野田本店
- 有限会社丸和食品
- 信栄製紙株式会社
- 足袋庄商店
- 株式会社西川
- ・株式会社トンボヤ
- 株式会社スーパーよどばし
- 株式会社スーパーよどばしデイズ万野原店
- ・生活協同組合ユーコープしずおか県本部
- ・株式会社エンチョージャンボエンチョー富士宮店
- アサヒ飲料株式会社富士山工場
- 大徳食品株式会社富士宮事業所
- 株式会社東食品
- ・株式会社松屋フーズ富士山工場
- ・イオンリテール株式会社イオン富士宮店
- 静岡県石油商業組合富士宮支部
- ・株式会社カインズ
- ・マックスバリュ東海株式会社
- 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
- アイパックスイケタニ株式会社
- 富士地区学校生活協同組合
- ・株式会社ナフコ
- 富士錦酒造株式会社
- 牧野酒造合資会社
- · 富士高砂酒造株式会社
- 富士正酒造合資会社
- ・株式会社ゼンリン中部支社

昭和56年11月10日締結 昭和56年11月10日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月20日締結 昭和56年11月25日締結 昭和56年11月25日締結 昭和56年11月25日締結 昭和56年11月27日締結 昭和56年11月27日締結 昭和56年12月 1日締結 昭和56年12月14日締結 平成 9年 5月 9日締結 平成 9年 4月22日締結 平成 9年11月15日締結 平成16年 6月30日締結 平成16年 6月30日締結 平成16年 9月15日締結 平成18年 6月 8日締結 平成18年 9月 6日締結 平成23年 9月30日締結 平成24年 5月 8日締結 平成25年 8月 1日締結 平成28年 5月27日締結 平成29年 1月20日締結 令和元年 5月13日締結 令和 2年 3月 2日締結 令和 2年12月 1日締結 令和 2年12月 1日締結 令和 2年12月 1日締結 令和 2年12月 1日締結

令和 3年 3月 8日締結

# (2) 施設の提供等に関する協定(11団体、12協定)

• イオンリテール株式会社イオン富士宮店

• 学校法人富嶽学園日本建築専門学校

• 宗教法人大石寺

・株式会社時之栖(花の湯)

· 富士宮市仏教会

・ゲストハウスフォレスト・ヒルズ

• 富士宮旅館料理組合

• 株式会社富士山

• 休暇村富士

・職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター

[災害時における施設利用に関する覚書]

・株式会社 アマダホールディングス

平成18年 9月 6日締結 令和 3年 4月13日締結 平成20年 3月28日締結 平成20年12月 4日締結 平成21年 7月 7日締結 平成21年 9月 8日締結 平成21年11月17日締結 平成22年 1月29日締結 平成22年 7月26日締結

平成22年 7月26日締結 平成26年 6月 2日締結

平成28年 9月 7日締結

#### (3) 福祉施設等の使用に関する協定(12団体、12協定、15施設)

・社会福祉法人天竜厚生会「特別養護老人ホームしらいと」平成8年11月1日締結

・社会福祉法人富士厚生会[特別養護老人ホーム富士宮荘] 平成 8年11月 1日締結

・社会福祉法人岳南厚生会[特別養護老人ホーム高原荘] 平成 8年11月 1日締結

・医療法人社団鵬友会「介護老人保健施設リバブルケア」 平成 8年11月 1日締結

・一般財団法人富士心身リハビリテーション研究所 「介護老人保健施設富士ケアセンター」

・社会福祉法人湖成会[特別養護老人ホーム百恵の郷]

・社会福祉法人富士宮福祉会[特別養護老人ホーム星の郷] 平成14年 8月15日締結

・医療法人社団仁信会[老人保健施設みゆきの苑]

• 社会福祉法人富士旭出学園

[富士厚生園・富士清心園・富士明成園] 平成15年 9月17日締結

・社会福祉法人山寿会サンライズあかつき 「あかつき園 ] 平成15年 9月17日締結

・社会福祉法人富士厚生会[障害者支援施設三和荘] 平成15年 9月17日締結 「障がい者福祉センター小泉 平成30年 6月22日締結

・社会福祉法人インクルふじ[生活介護事業所らぽ~と]

平成 8年11月 1日締結

平成12年12月27日締結

平成14年 8月15日締結

平成15年 9月17日締結 平成15年 9月17日締結 平成15年 9月17日締結

『~と] 平成28年 3月22日締結

#### (4) 緊急輸送業務に関する協定(6団体、5協定)

・富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会

・一般社団法人静岡県トラック協会

• 清観光株式会社

・富士急静岡バス株式会社

• 山梨交通株式会社

平成24年 1月31日締結 令和 3年 1月14日締結 平成27年11月 2日締結 平成27年11月 2日締結 平成31年 1月25日締結

#### (5) 建物、工作物等の応急復旧に関する協定(4団体、4協定)

• 富士宮建設業協同組合

• 一般社団法人静岡県解体工事業協会

平成12年 8月31日締結 平成17年 6月23日締結 • 静岡県鳶工業連合会富士宮地区

• 一般社団法人静岡県測量設計業協会

平成20年 2月 6日締結 平成27年 7月16日締結

#### (6) 給水に関する協定(8団体、8協定)

• 富士宮市管工事協同組合

・株式会社富士ミルク

• 有限会社富士豊茂牛乳運送

・富士正酒造合資会社

• 牧野酒诰合資会社

· 富士高砂酒造株式会社

• 富士錦酒造株式会社

ヴェオリア・ジェネッツ(株)

平成13年 2月 1日締結 平成26年 4月 2日締結

平成28年 5月18日締結

### (7) 遺体安置に関する協定(5団体、5協定)

・富士宮農業協同組合おもいやり会館

・アルファクラブ静岡株式会社[富士互助センター吾峰殿] 平成23年 1月28日締結

• 株式会社藤原

• 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

· 有限会社渡辺冷蔵

平成23年 1月28日締結

平成23年 1月28日締結

平成29年 5月29日締結

平成30年 2月 6日締結

#### (8) 情報収集に関する協定(5団体、5協定)

・商業組合静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部

・企業組合フジヤマドローン

・中日本ドローン協同組合

・静岡女性パイロットによる I C T 活用促進企業組合

・株式会社バカン

平成27年11月13日締結 平成29年12月18日締結 平成30年10月25日締結 令和 3年 1月12日締結

令和 3年 3月24日締結

平成 9年 7月30日締結

#### (9) 役務の提供に関する協定書(25団体、24協定)

• 日本郵便株式会社

• 株式会社第一

• 合資会社一光

・株式会社ミダック

・富士コミュニティエフエム放送株式会社

• 静岡県理容生活衛生同業組合富士宮支部

· 静岡県土地家屋調査士会

ヤフー株式会社

・静岡県行政書士会

• A. C. C. 国際交流学園

令和3年3月19日再締結 平成16年 6月30日締結 平成16年 6月30日締結 平成19年12月 5日締結 平成17年10月25日締結 平成20年 9月 8日締結 平成21年 3月30日締結 平成25年 4月 1日締結 平成25年 6月 3日締結 平成25年 8月30日締結

・職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター

「災害がれき仮置場の維持管理に関する協定」

・静岡県司法書士会

• 一般社団法人富士宮市医師会

平成26年 3月11日締結 平成26年12月 1日締結

平成27年 3月27日締結

- 一般社団法人富士宮市歯科医師会
- •一般社団法人富士宮市薬剤師会
- 静岡県弁護士会
- 富士宮信用金庫
- 富士森林組合
- 富士宮木材協同組合
- ・株式会社エコネコル
- ・株式会社ヤマモト
- •大栄環境株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社・中部電力 パワーグリッド株式会社
- 一般社団法人静岡県地質調査業協会

平成27年 3月27日締結 平成27年 3月27日締結 平成28年 5月24日締結 平成28年12月14日締結 平成30年 8月29日締結 平成30年 8月29日締結 平成31年 3月15日締結 平成31年 3月15日締結 中成31年 3月15日締結

令和 3年11月30日締結 令和 4年 1月14日締結

### IV 受援が必要な場合の手続き

各班で受援が必要な場合は、別紙「受援シート」を作成し、災害対策本部に申請すること。

なお、「I計画の基本方針 4受援が必要と予想される業務」以外で、受援が必要な業務が発生した場合も同様の申請を行うこととする。

## Vその他

なお、本受援計画のほか、各業務において国、県の受援計画がある場合は、その 計画に沿って支援を受けることとし、団体名、内容等について災害対策本部に報告 すること。

## ◆その他の計画

- 1 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画
- 2 富士宮市消防本部緊急援助隊受援計画

# 受援シート (要請先: 災害対策本部)

1	業務名					
2	担当班名					
3	業務の内容	□緊急業務	□経常業	務		
4	業務の時期	□初動時期	□応急対	心期	□復旧復興期	口該当なし
5	受援の具体的業務					
6	受援に必要な具体的					
	職種•必要資格等					
7	指揮調整体制	指揮命令者	(正)			(連絡先)
			(副)			(連絡先)
		受援担当者	(正)			(連絡先)
			(副)			(連絡先)
8	情報処理活動	□会議・ミーテ	ィング	□朝礼・終	<b>₹</b> ₹L	
		口その他(内容)	)			
9	現場対応環境	執務スペース	□有□領	無(検討中	)  □不要	
			場所			
		ペア活動	□有□領	#		
		地図	□要□□□	不要		
		資機材等	□有□領	#		
10	マニュアル等	□有	マニュア	レ等名:		
		口無				
11	民間との協力関係	□□	□一般ボ <del>·</del>	ランティア	,	
		□一部可	□専門職	ボランティ	ア	
			□企業 〔	□NPO • N	IGO	
			□地域住	吴		
		□不可				
12	宿泊先の確保	□要請	口富士宮閣	駅周辺エリ	ア (	名分)
			口西富士	宮駅エリア	(	名分)
			口北部工	ノア	(	名分)
			□芝川工	ノア	(	名分)
13	その他特記事項					
		/// <del>( )                                </del>	hn t⊞±ee			
		災害対策本部	处埋欄	日時:		

## 各種様式

応急危険度判定支援要請書 (応急危険度判定 様式4)

<応急総験度判定 様式 4>

170		PER CHEC	المراضع والمناطع والمناط		47.75E		- G		£)					
988	(		)   t  -   t		(	ı	) ±	k	課		师社	機能ない企会	<b>年连</b> 课	
The last	独	接担当	(地址4数)	-	_	(3	(接支部)	编群	共	_	<b>-</b> (	支援本資	<b>5</b> 0	
	報務信	機関	(計判)名 6開名			)	紹介( 種間(		土		W	明世紀公	全性自得	
兌	信日	1 F#		-				=	16	9	J	-	II)	Ð
龙	信者	质相		-	And in concession, named in									
形	(計 )	3 F#	J.	Ξ	畸	þ	J.	Ξ	時	÷	The Party Name of Street, or other Persons or other Perso	Contraction of the last of the		
毯	信者	氏名											The state of the s	-
燕	理	P 5	#		0		33		Ş		37	4	Ę	
	下記の	gilitz.	より、地部	被贝逊			提 突 1		il to colle t	, skedi	_	9630	計判:長	
							Control of Control of		DC CT Delivers	- (a- 1)				
							22		K-CLIMINE.	- O- T				
1	. the	体制							K-2-34911	- O- T				
1	-	体制 ( )选 4	力律版					- 191	K C. 3088	a de Ti				
1	-	建准	を律数 関 同	_		年			) ~		目〈	) 0	田田	
1	· 19.38 • 19.	) 建 )		_		年	10	<u>-</u> #		Д		) 0	日間	
1	· 19.38 • 19.	) 定 (刊)	N 10	_		年	10	- 排 日(	> ~	Д 1490)		) Ø	日間	
1	判决 判 必多 確保	2. 建 注 注 注 注 利用	財 同	_ _ _		44	10	# E ( 人	) ~ (188	Д 69)		) 0	田国	
	判决 判 必多 確保	2. 建市 定 作刊月 注刊月	関 同日 土 報	_ _ _		年	10	· 棟 ( 人 人	) ~ (1Bi	Д 69)		) 00	日阳	
	判 2	2. 建 4 定 . 刊 3 注 刊 3 注 刊 3	関 同日 土 報	_ _ _	4		10	棟(人人人	) ~ (1Bi (1Bi (1Bi	Д 69) 69)	B (			
	刊 村 必 班 不 與 支	2. 处中 定 利用 注 利用 产 种原	関 同 日本 報 日本 報 日本 報	_ _ _ _			ži n	# ((人人人 ()	) ~ (1Bi (1Bi (1Bi	Д 69) 69)	B()	ග B	1 回	
	刊 村 必 確 不 與 支 支	注 地名 定 制 加 注 制 加 内 你 可 面 可 面 可 面 可 面 可 面 可 面 可 面 可 面	関 国 国 報 世 報 報 世 報 報 日 期 国				д Л	# ((人人人 ()	) ~ (1Bi (1Bi (1Bi	Д 69) 69)	B()	ග B	1 回	
2	刊 村 必 確 不 與 支 支	2. 建中 3 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	財 国 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報				д Л	# ((人人人 ()	) ~ (1Bi (1Bi (1Bi	Д 69) 69)	B()	ග B	1 回	
2	刊刊必確不 吳友友容 連	建 地名 计	財 国 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報				力	棟(人人人 ()高	) ~ (1Bi (1Bi (1Bi	Д 69) 69)	B()	の日人の	1 回	

## 被災宅地支援本部設置要請書 (様式2)

	株式 2
年	я в
( tp · M · 41	
ᆥᅅᅙᆘᆄᆉᆙᇰᇠᇎᇄᆖᅠᆂᄺᄼᆠᆩᆒᄝᄱᆓᆂᇎᆠᆃ	
被災宅地危険度判定。支援本部設置要請書。	
下記のとおり、 被災宅地危険度判定支援本部の設置を要請します。	
1 100-1-10 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1	
55	
災害免生日時 :	
災害種別:	
災害区域 : 判定規模 :	
判 定 規 模 : 実施本額所在地:	
<b>大心中原历任心</b>	

連絡先: 担当者: TEL: FAX: E-mail:

様式4

## 被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書

通付先	被策略	地危険度利	定支援本	部長 相	ŧ							
(		#E	課長)									
								被災?	都地发	<b>·顾废</b>	制定实	连本部長
						(	- #	· IIIT	· ##			課長)
発信日時	年	月 日	AN ·	PIII	:							
災害種別	地震・集中数	朝前・その他	. (	)			(		鉀	月	H	発生)
判定規模												
判定期間	年	月日	rings	Я E	3 (	日間)						
以下のとおり	、支援を要	請します。										
参集場所					TEL.				FAX			
参集日時	鲜	月日	EL AN • PIL		į							
	/	/	/		/	/		/			/	/
	(1日目)	(2日目)	(3 日日	(4	日日)	(5日)	≣)	(6日	E)	(7 E	3目)	(8日日)
宅地判定士	人	人		人	人		,	٨.			J.	٨
判定調整員	人	,		A.	Υ		人		$\lambda$		人	J.
宿泊千配要請人数	人分	人分	λ	B	人分		人分		人分		人分	人组
是食干配要請人数	人分	A.57	٨	Э	人分		<del>化</del> 人		人分		人分	比人
移動手段												
移動ルート												
判定調查票	辣垫鋏害	(様式 1)		宅地地重	等被害	(株式:			植影	春期日	<b>日図 (4</b>	集式3)
			枚				被					枚
ステッカー	危険 (赤)			要注意(黄)					推済	(郷)		
			枚				被					枚
債务												
(受信者)				$\langle \Box$	(3%)	信者)						
担当課					担当	43						
担当者	TEL				担当	2者			T	EL.		
衛星電話	FXX				衛星	電話			F	XX		
E-mail	1				E-mx	ni I				I		

## 被災に伴う応援活動の要請

## (公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱 様式1)

			様	51:		
		県支部会員名 (被災都市)				
絡目	時				報数	
支 害 の 状発生場所・状況	況 等 )	(「ふじのくに防災情報 入力 する「被害発生	支援シス	マテム(F) r転記し	UJISAN)」(静岡県の C下さい。)	ワシステム)に
が 等 の 影	響	世帯数			人口	
接要請の有	無					
		応急給水用	資 機			
必要とする資機材、物資	築の	psa sorani neni eren mun.	物資			
日及び数	最	応 急 復 旧 用	資機物資	100		
		そ の 他	400 300	77		
		応急給水要員				
な要とする職員	ற					
t 種 別 人	員	応 急 復 旧 要 員				
		その他要員				
に 援場所及び 組	路					
		4				
接の期	捌		~			
: の他必要事	項					

③応援要請の有無

②断水等の影響

①連絡日時及び報数

様式1を「送信する時間」及び送信する様式1が「第何報」であるかを記入してください。

様式 2-3

# 支援要請書

I 支援	爰要	請				
1 市町⇒県						
発信日時	平成	年	月	日	時	被災自治体名;
受信日時	平成	年	月	日	時	
受信日時	平成	年	月	日	時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
						T E L 054-221-3067 F A X 054-221-3586
支援要請理由	Ħ	恵震・	その他	(		)
支援要請内容					別紙	のとおり
支援要請期間			平成	年	月	日~平成 年 月 日
2 県⇒下水道	管路管	理業協	3会中部	支部	静岡県	具部会
発信日時	平成	年	月	日	時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
受信日時	平成	年	月	日	時	下水道管路管理業協会静岡県部会
						T E L 053-471-3161 F A X 053-471-9235
Ⅱ 支援	爰了	解				
1 下水道管路	管理業	協会中	9部支部	静岡	県部会	<b>⇒</b> 県
発信日時	平成	年	月	日	時	下水道管路管理業協会静岡県部会
受信日時	平成	年	月	日	時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
支援了解内容	3				別紙	のとおり
2 県⇒市町村						
発信日時	平成	年	月	日	時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
受信日時	平成	年	月	日	時	
受信日時	平成	年	月	日	時	被災自治体名;

平成28年6月22日策定 令和4年3月31日一部改訂